

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 8 月まで

私は、美容室を開業した昭和 54 年 1 月頃から、国民健康保険料とともに国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私の年金手帳には、誤った国民年金手帳記号番号が記載されており、国の記録そのものが信用できないと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は 5 か月と比較的短期間である上、オンライン記録によると、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間の前後において、申立人の住所や申立人の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

2 一方、申立期間①について、オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の新規資格取得処理日から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、54 年 1 月から 59 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるところ、申立人は、国民年金保険料を遡って納付したことはないと述べている上、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①は 99 か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人は、

申立期間①の国民年金保険料について、金融機関の外交員を通じて納付していたと述べているものの、納付時期や納付金額等についての記憶が明確でなく、申立期間①における申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、私の母親が国民年金の加入手続を行うとともに、私が大学生であった期間である昭和 51 年 4 月からの国民年金保険料を遡って納付してくれていたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間は、国民年金被保険者資格喪失（昭和 52 年 4 月 1 日）後の未加入期間とされているものの、国民年金受付処理簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月 19 日に払い出されたものと推認される上、申立人は強制加入者として、51 年 4 月 1 日まで遡って国民年金被保険者資格を取得していることから判断すると、申立期間は、払出時点において、国民年金加入期間とされていたものと考えられ、現年度納付することが可能な期間である。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者カードによると、昭和 51 年度の国民年金保険料が昭和 53 年 4 月 25 日に過年度納付されていること、及び 53 年度の保険料が現年度納付されていることが、それぞれ確認できることから、納付意識の高かった申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、私の義父が国民年金の加入手続を行うとともに、同居家族分の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたにもかかわらず、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の義父は、国民年金保険料を完納していることから、申立人の義父の納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、当時、申立人と同居していたとされる申立人の夫及び義母も、申立期間は納付済みとされていることから、納付意識の高かった申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月及び同年5月

私は、時期は明確に覚えていないが、市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成3年1月17日に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間は過年度納付することが可能である上、申立人は、納付書により納付したと述べているところ、オンライン記録によると、3年1月21日に過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から12年3月まで

私は、婚姻を契機に、市町村役場で国民年金の加入手続を行うとともに、送付された納付書により、毎月、金融機関の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、仕事等で出向く地域に所在する複数の金融機関のうち、毎月、いずれかの金融機関窓口で納付していたと主張しているところ、48か月にわたり複数の金融機関から送付される国民年金保険料の領収済通知書による収録を市町村役場又は社会保険事務所（当時）が誤ったとは考え難い。

また、申立期間のうち、平成9年1月以降は、既に基礎年金番号が導入されている期間であり、申立期間におけるオンライン記録には事務処理の誤りが見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 516

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

私は、婚姻（平成8年1月）を契機に、市町村役場で国民年金の第3号被保険者該当手続を行うとともに、未納となっていた期間全ての国民年金保険料を遡って納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成8年4月17日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人も、申立期間の国民年金保険料は8年1月の婚姻後に納付したと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の納付に係る記憶が明確でないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。